

【中井町】地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用者支援事業

小学校就学前の子どもの対象とした、多様な集団生活事業を利用する幼児にかかる、利用料の一部を給付します。

対象幼児	次の条件をすべて満たす満3歳以上小学校就学前の児童 <ul style="list-style-type: none">● 中井町内に住所を有し、対象月の初日に対象施設に在園していること。● 対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満（延長保育は含まれない）、週5日以上、年間39週以上利用していること。● 次のいずれにも該当しないこと。<ol style="list-style-type: none">1. 子どものための教育・保育給付を受けている者。2. 子育てのための施設等利用給付を受けている者。3. 企業主導型保育事業を利用している者。
申請方法 申請時期	年度末に対象施設を通して申請 <ul style="list-style-type: none">● 年度末に施設から申請書類の配付がありますので、期日までに領収証等を添えて申請してください。● 対象施設等を利用する前の事前申請は必要ありません。● 申請時期に対象施設等を退園している等の場合の申請方法につきましては、福祉課までお問い合わせください。
対象費用	対象施設等に支払った利用料 (入園料・延長保育料・実費徴収経費等は含まない)
給付回数	年1回
給付基準額	対象幼児1人当たり上限月額20,000円 (過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る施設等を利用する場合は、当該平均月額利用料。)

中井町 ホームページ

https://www.town.nakai.kanagawa.jp/soshiki/fukushikakosodateshienhan/kodomoen_hoikuen/3897.html



事務担当 中井町 福祉課子育て支援班

TEL : 0465-81-5548